

## 第5章 ルート、上限、参入条件に関する Policy

### 5.1 Prohibition on Investment in India (対印投資禁止)

FDI は次の活動/分野では禁止されている：

- (a) 小売業 (単一ブランド製品小売を除く)
- (b) 原子力
- (c) 射倖富籤 (政府/民間籤、online 籤など)
- (d) カジノなど賭博
- (e) chit fund 業 (インド由来の講の類)
- (f) Nidhi company
- (g) 譲渡可能開発権の取引
- (h) 不動産業 又は Farm House 建設業
- (i) 民間投資に開放されていない活動分野

加えて、フランチャイズ、商標、ブランド名、管理契約、のライセンス供与を含む外国技術合弁は如何なる形であれ、射倖的ビジネスでありギャンブル性のゆえに禁止。

### Agriculture (農業)

### 5.2 農業及び家畜飼育 (Agriculture & Animal Husbandry)

5.2.1 100%FDI が認められるものは、Floriculture(花卉栽培)、Horticulture(園芸)、Development of Seeds(種子改良)、Animal Husbandry(家畜飼育)、Pisciculture(養魚)、Aquaculture、Cultivation of Vegetables & Mushrooms under controlled conditions and services(条件調整下の野菜と茸栽培)

**Note : Besides the above, FDI is not allowed in any other agricultural sector/activity**

(上述以外、農業分野では FDI は一切認められない)

5.2.2 遺伝子移植種子/野菜開発の会社には下記条件が賦される；

- (i) 遺伝子改良型種子又は遺伝子改良型植物取扱いでは、Environment (Protection) Act の下定められた法令の安全要請に適用すること。
- (ii) 遺伝子改良型物資の輸入は、Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992 の下に出された告知の条件に適用すること。
- (iii) 遺伝子改良型物資を管理する諸法令、規則、政策に従うこと。
- (iv) 遺伝子移植種子と物資の利用に関する営業活動は、Genetic Engineering Approval Committee (GEAC) 及び Review Committee on Genetic Manipulation

(RCGM) の許可取得条件とする。

(v) 物資輸入は National Seeds Policy に適うこと。

### 5.3 Tea Plantation

5.3.1 Tea plantation を含む Tea 分野への 100% FDI は政府ルートで認められる、但し次の条件とする；

(i) 5年以内に会社株式の 26%をインド人パートナー/インド社会に放出すること。

(ii) 土地利用に関する州政府の事前許可取得。

**Note: Besides the above, FDI is not allowed in any other plantation sector/activity**

(上述以外は、プランテーション分野は認められない)

### Industry (生産業)

### 5.4 Mining (鉱業)

5.4.1 金属及び非金属鉱石 (含、ダイヤモンド、金、銀、貴石類)、但しチタニウム含有金属とその鉱石を除く。又、Mines and Minerals (development & Regulation) Act, 1957 に適うこと。

#### 5.4.2 石炭及びリグナイト

(i) 火力発電、鉄鋼業、及びセメント工場、又付随産業用の石炭及びリグナイト採掘は自動承認で 100%FDI が認められる。但し、Coal Mines (Nationalization) Act 1973 の諸規定に適うこと。

(ii) 洗浄場のような石炭処理工場設置への 100% FDI は自動承認である、但し、試掘をしないこと、処理工場からの洗浄石炭、又は sized coal (石炭ペレット)を自由市場で販売しないこと、又、洗浄石炭やペレット用に生石炭を供給した石炭業者に製品を売り戻すこと。

#### 5.4.3 チタニウム含有鉱物と含有鉱石の発掘と精製、その価値付加と総合的活動

(i) インド海岸線には海砂鉱物が豊富にある。チタニウム含有鉱物即ち Ilmenite(チタン鉱床— $\text{FeTiO}_3$ )、rutile(金鉱石)と leucosene、及び Zircon を含む Zirconium 含有鉱物は、Atomic Energy Act, 1962 の下 “prescribed substances”(規定物質)として分類されている海砂鉱物の類である。

(ii) Industrial Policy Statement 1991 の下で規定物質と分類され、Atomic Energy (Control of Production and Use) Order, 1953 の Schdule で規定されている金属鉱石

の採掘と精錬は、公共分野への留保産業リストに含まれている。Department of Atomic Energy の 1998 年 10 月 6 日付け決議 No.8/1(1)97-PSU/1422 に海砂開発に関する政策記述があり、Titanium 鉱石 (Ilmenite, Rutile and Leucoxene) 及び Zirconium minerals(Zircon) 開発への民間参加 (含む FDI) が認められている。

- (iii) 2006 年 1 月 18 日付け告知 No.S.O.61(E)で Atomic Energy Dept.は、Atomic Energy Act 1962 の下の” prescribed substances”について再告知を出しており、チタニウム含有鉱物と精鉱(Ilmenite, Rutile, Leucoxene)及び Zirconium、それらの合金及び化合物と精製物 (含む Zircon) は”prescribed substances”リストから除外された。
- (iv) チタニウム含有鉱物と鉱石の発掘と精製、その価値付加及び総合的活動の分野で、100%までの FDI が政府ルートで認められる。但し、当該分野での規則と Minerals (Development and Regulation Act 1957)に合うこと。
- (v) Titanium 含有鉱物と鉱石からの精製への FDI は下記追加条件に合うこと ;
  - (A) 価値付加設備はインド国内に技術移転と共に設けること。
  - (B) 選鉱屑は、Atomic Energy (Radiation Protection) Rules, 2004 と Atomic Energy (Safe Disposal of Radioactive Wastes) Rules, 1987 の如く、Atomic Energy Regulatory Board が定める諸規則に従って処理されること。
- (vi) FDI には、Atomic Energy Dept. による 2006 年 1 月 18 日付け告知 No. S.O.61(E) に記載の規定物質の採掘は認められない。

## **Manufacturing** (製造業)

### 5.5 **Manufacture of items reserved for production in Micro and Small Enterprises (MSEs)** (小企業分野品目の生産)

- 5.5.1 小企業ではないにも拘らず、小企業分野製品を製造する企業は、外国投資が 24%以上の場合の政府ルートでの許可取得を要する。又、斯かる企業は当該品製造の為に Industries ( Development & Regulation) Act 1951 の下 工業ライセンス取得を要する。工業ライセンスの発行には幾つかの一般的条件と特殊条件があり、後者特殊条件とは、MSE 留保品目の年間新規生産或いは年間生産増分の 50%以上の輸出を 3 年以内に達成することである。Micro, Small and Medium Enterprises Development Act 2006 の section 6 の規定に沿って、輸出義務は商業生産開始の時点から課される。

- 5.6 **Alcohol** – Distillation & Brewing (酒類, 蒸留酒と醸造酒)  
100% FDI が自動承認で認められる。

## 5.7 **Cigars & Cigarettes Manufacture** (葉巻と紙巻タバコ)

100% FDI が政府ルートで認められる、但し、Industries (Development & Regulation) Act 1951 の下 工業ライセンス取得条件。

## 5.8 **Coffee & Rubber processing and warehousing** (珈琲、ゴム加工、倉庫業)

100% FDI が自動承認で認められる。

## 5.9 **Defence Industry** (防衛産業)

5.9.1 FDI は、Industries (Development & Regulation) Act 1951 の下、工業ライセンス取得条件で政府ルートで 26%まで認められる、但し、下記条件+

- (i) 工業ライセンスは、商工業省 Dept. of Industrial Policy & Promotion が防衛省と協議のうえ、付与考慮される。
- (ii) FDI が関係するケースは FIPB が考慮し、工業ライセンスは防衛省と協議のうえ DIPP が付与する。
- (iii) 申請者はインド会社/インド合名会社であること。
- (iv) 申請会社/合名会社の管理は、取締役会のマジョリティを背景にしたインド人の手にあること、又会社/合名会社の執行責任者 (CE) も居住インド市民であること。
- (v) 取締役全員と執行責任者の詳細を申請書に添付のこと。
- (vi) 政府は、外国合弁先とインド側 promoters(発起人)の経済力と世界市場における信頼性を含む来歴を確認する権利を保留する。装備の原作者、或いはデザインの原作者、及び軍隊、宇宙関係、原子力部門への過去納入実績良好で R&D 部門を確立してある会社、を優先することになる。
- (vii) 外資部分の下限は無い。然し、製品と技術に依っては、申請会社のマネージメントによる申請会社の良好な資産維持を必要とする。ライセンス下付機関は、製造予定の武器と装備のカテゴリーを考慮して、外国投資家に適切な純資産があれば満足することになる。
- (viii) 1 外国投資家から他の外国投資家 (NRIs & 60%超 NRI 株保有の erstwhileOCBs を含む) への株式譲渡には、3 年間の拘束期間があり、斯かる譲渡は FIPB と政府の事前許可条件である。
- (ix) 防衛省は製造予定品に買い付け保証をする立場には無い。然しながら、斯かる装備の取得計画と全般的需要は可能な限り提供する。
- (x) 生産規模基準は申請書と類似品及び関連製品の既存製造能力を吟味した防衛省の勧告に基づいて、ライセンスに記載される。
- (xi) 原型開発を含む、申請会社の製造前活動の装備輸入は認められる。
- (xii) ライセンスが下付され生産開始されると、適切な安全と保安手配がライセンス取

得者によって実行されることを要する。それらは正式政府公認機関に依る吟味事項とする。

- (xiii) 外国合弁相手からの、又は国産 R&D からのライセンスで製造する装備の規格とテスト手順はライセンス譲受者に依って、適切な守秘義務条項の下 政府指定の品質検査機関に提供されなければならない。被指定検査機関は製品を検査し、ライセンスの品質保証手順を調査検査する。ライセンス譲受者によって製造される個々のアイテム又はアイテム・グループについて品質自社保証を防衛省はケースバイケースで認める。この種許可は期限付きであり、更新可。
- (xiv) 公営企業省のガイドラインに沿って、買付優先と価格便宜が、公営企業に対して与えられる。
- (xv) 民間業者により製造された武器及び弾薬は、先ず第一に防衛省に売却されるべきだが、防衛省の事前許可で、製品を内務省の管理の下 政府諸機関と州政府に売却できる。かかる製品は国内で他社に販売禁止である。  
輸出は、法令指定工場と公営防衛産業に適用される政策とガイドラインの条件への応否次第である。非致死品は、防衛省の事前許可で、州政府以外の者/実体に売却できる。工場外への製品持出しの管理システムに関してもライセンスを必要とする。諸規定への違反行為に対し、ライセンスを取消す。
- (xvi) FIPB に提出された防衛産業分野への FDI 申請に対する、政府決定は申請受付から通常 10 週間後になる。

#### 5.10 Drugs & pharmaceuticals including those involving use of recombinant technology (薬品及び医薬品、合成技術利用のものを含む)

100% FDI が自動承認で認められる。

#### 5.11. Hazardous chemicals viz. hydrocyanic acid and its derivatives: phosgene and its derivatives: and isocyanates and di-isocyanates of hydrocarbon

(危険薬品—シアン化水素酸と派生物、ホスゲンと派生物、イソシアン化炭化水素)

100% FDI は自動承認である。但し、Industries (Development & Regulation) Act 1951 の下、工業ライセンス取得条件。

#### 5.12 Industrial Explosives (産業用爆薬)

100% FDI が自動承認で認められる。但し、Industrial (Development ' Regulation) Act 1951 の基く工業ライセンス取得のこと、又 Explosives Act 1898 の諸規則 に適うこと。

#### 5.13 Power (電力)

5.13.1 発電、送電、配電、及び取引：100%FDI が自動承認で次の如く認められる；

- (i) 水力、石炭/リグナイトベース火力、石油ベース火力及び、ガスベース火力の発電

と送電

- (ii) 在来方法でない発電と送電
- (iii) 家庭、工業、商業、及び他用途向け配電
- (iv) 電力取引

5.13.2 上記は Electric Act 2003 の諸規定に適用することを要する。

**Note: Para 5.13.1(i)–(iii)**は、原子力発電所及び原子力に基く電力の発電、送電、配電を含まない。原子力の分野への民間投資は禁じられており、公営分野である。

### **Services Sector** (サービス産業)

#### 5.14 **Advertising and Films** (宣伝及び映画産業)

5.14.1 宣伝業は 100% FDI が自動承認で認められる。

5.14.2 100% FDI が、映画用金融、映画制作、流通、展示、マーケティング及び映画関連産業を含む映画産業にも自動承認で認められる。

#### 5.15 **Civil Aviation Sector**(民間航空)

5.15.1 民間航空部門は下記を含む。空港、定期・不定期国内旅客業、ヘリコプター/水上飛行機サービス、Ground Handling Services、整備修理機関、飛行訓練機関、及び技術訓練機関。

5.15.2 民間航空部門の為に

- (i) “Airport”とは、航空機の発着場を言い、通常、滑走路と整備及び旅客用施設を有し、Aircraft Act 1934 Section 2 の (2) 項規定の aerodrome(飛行場)を含む。
- (ii) “Aerodrome”とは、航空機の発着用の限定された土地又は水域をいい、建物。格納庫、船舶、棧橋、及び付属建造物を含む。
- (iii) “Air transport service” (空輸サービス) とは、人間、郵便物、その他生物・非生物の有償空輸業を言う。1 回だけ或いは複数の飛行を問わない。
- (iv) “Air Transport Undertaking” とは、旅客又は物資を雇われて又は報酬で空輸する仕事をする企業。
- (v) “Aircraft component”とは、航空機が正常に機能を保持する為に必須の部品。
- (vi) “Helicopter”とは、期待に垂直取付けた単一又は複数のローターの作用で飛ぶ、空気より重い航空機。

- (vii) “Scheduled air transport service”とは、同一の 2 箇所又はそれ以上の場所の間を、公表された時間表に基き又は定期的に、又その空輸便は一般社会の利用に供される、空輸サービス。
- (viii) “Non-Scheduled air Transport service”とは、Scheduled air transport service 以外の空輸業を言い、Charter 便およびカーゴ空輸を含む。
- (ix) “Chartered” and “Cargo” airlines、は航空省による Civil Aviation Requirements で示されている条件に合致する航空会社。
- (x) “Seaplane”とは、専ら水面から発着する機能を持つ航空機。
- (xi) “ground Handling”とは、(i) ramp 取扱、(ii) 交通整理、この両者は航空省の Aeronautical Information Circulars で規定された活動に含まれる。(iii) ramp handling 又は traffic handling の一部と政府に依って規定されている他の活動。

### 5.15.3 Policy for FDI in Civil Aviation sector

- (i) Airports
  - (a) Greenfield projects- FDI 100%が自動承認で認められる。
  - (b) Existing projects- FDI 100%まで認められる。74%までは自動承認であり、74%超は政府ルートである。
- (ii) Air Transport Services
  - (a) 空輸業は、国内定期旅客便 Airlines, 不定期便、チャーター便、貨物便、ヘリコプター及び水上飛行機便の airlines を含む。
  - (b) 外国航空会社は定期・不定期便及びチャーター便に従事してりる空輸会社に直接間接資本参加は認められない。
  - (c) 外国航空会社は貨物便 airlines, ヘリコプターと水上飛行機サービスの会社への資本参加は認められる。
- (iii) 空輸業への FDI 上限
  - (a) 定期空輸業/国内旅客定期空輸業—FDI upto 49 %。NRI 投資は自動承認で 100%迄認められる。
  - (b) 不定期空輸サービス、不定期空輸 airlines, Chartered airlines and Cargo airlines — FDI upto 74%、49%までは自動承認、49—74%は政府ルート。 NRI upto 100%. 自動承認。
  - (c) DGCA 許可を要するヘリコプター・サービスと水上飛行機サービス — FDI 100% 自動承認。
- (iv) Civil Aviation sector での other services への FDI 上限
  - (a) Ground Handling Services—FDI upto 74%, NRI upto 100%。 FDI upto 49%は自動承認、49—74%は政府ルート。但し、分野規則と保安措置検査に合格のこと。
  - (b) Maintenance and Repair organization, flying training institutes, and technical

training institutions – FDI 100% 自動承認。

5.15.4 Civil Aviation sector デの FDI 政策は、Aircraft Rules,1934, Civil Aviation Requirement と航空省による告知 Aeronautical Information Circulars に適うものとする。

#### 5.16 Asset Reconstruction Companies (資産運営会社)

5.16.1 “Asst Reconstruction Companies”(ARC)とは、Securitization and Reconstruction of Financial Asset and Enforcement of Security Interest Act. 2002(SARFAESI Act)の Section 3 に基いて RBI に登録してある会社。

5.16.2 外国投資機関(FII)を除く非居住者は、政府ルートで RBI に登録済み ARC を通じて株式に投資できる。当該投資に自動承認は非適用、FDI の趣旨に適うこと。FII による投資が ARC への資本参加であってはならず、ARC への FDI は ARC 払込資本金の 49%までに規制されて居る。

5.16.3 然しながら、SEBI 登録の FII は RBI に登録済み ARC が発行する Security Receipts(SRs)に対して投資可であり、FIIs は SRs 各募集計画額の 49%まで投資できる。但し、1 件の FII が各募集計画額の 10%を超えないこと。

5.16.4 1 件の投資が 10%超の場合、section 3(3) (f) Securitization and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act.2002 の諸規定条件とする。

#### 5.17 Banking – Private sector (銀行業、民間分野)

5.17.1 民間銀行分野への FDI は、FII を含めて 74%迄。この 74%は FII に依る Portfolio Investment Scheme(PIS)を通じての FDI, NRIs、及び erstwhile OCBs に依って 2003 年 9 月 13 日以前に取得された株、を含むものとし、又、IPOs, Private placements, GDR/ADRs 都既存株主から株式取得を含むことも続いている。  
FDI 49%までは自動承認、49–74%は政府ルートである。

5.17.2 民間銀行への各種外国投資総合計は、銀行払込資本金の 74%迄認められる。常に払込資本金の 26%以上が居住者に依って保持されなければならない、但し、外国銀行の 100% 子会社は居住者とししない。



5.17.3 既存民間銀行分野でのすべての投資に対し、上述規定が適用される。

5.17.4 Portfolio Investment Schemes に依る、株式市場を通じての FII 及び NRIs に対する許容限度は下記の通り；

- (i) FII の場合、各個 FII は払込資本金の 10%までに規制され、FII 総計は 24%を超えてはならない。但し、当該銀行の取締役会決議と総会での特別決議を通じて 49%まで拡大できる。
  - (a) 斯様に、FII 投資限度は払込資本金の 49%以内である。
  - (b) NRIs の場合、海外送金と非送金ベース込みで、各個 NRI の持分は払込資本金の 5%までとし、NRI 総計は海外送金と非送金ベース込みで 10%までとする。然しながら、被投資銀行の総会決議条件で、NRI 保有会社は海外送金と非送金ベースで 24%まで保有できる。
  - (c) 保険分野に joint venture/子会社を持っている民間銀行への FDI 投資申請書は、保険分野での株式外国持分上限 26%に抵触有無を RBI が Insurance Regulatory and Development Authority (IRDA)と協議する為、RBI に提出を要する。
  - (d) FDI での居住者から非居住者への株式譲渡は、上述 Para 4.2(iii)規定により RBI 及び FIPB の許可を要する。
  - (e) RBI が告知する政策と手続、及び他諸機関、例えば SEBI, D/o Company Affaires , ERDA, の指示も適用される。
  - (f) 民間銀行の払込資本金の 5%以上の株式取得する結果になる場合、民間銀行の株式取得に係わる RBI ガイドラインが外国投資家にも適用される。
- (ii) Setting up of a subsidiary by foreign banks (外国銀行による子会社設立)
  - (a) 外国銀行は支店又は子会社設置を認められる、但し、両方は不可。
  - (b) 母国の金融機関指導当局の規制下にあり、且つ、RBI の許認可基準適格の外国銀行は 100%自己資本の子会社をインドに設立できる。
  - (c) 外国銀行は下記 3 チャンネルの一つを使って営業できる。
    - (i) 支店
    - (ii) 100%保有の子会社
    - (iii) 外国持株総計が 74%以下の子会社化したインド民間銀行
  - (d) 外国銀行は、既存自己支店を子会社に転換、又は新規金融業ライセンス取得で 100%子会社の設立が認められる。外国銀行は、既存民間銀行の株式取得で子会社に出来る、但し、上記パラ (i) (b)規定に一致する居住者に依って、被買収銀行の株式の 26%以上が買収後も引続き保有されていることを要する。
  - (e) 外国銀行の子会社は、民間銀行への広範に亘る規定と条件を踏まえた許可対象である。

- (f) 外国銀行の100%子会社設立に関するガイドラインは別途 RBI が出す。
- (g) 外国銀行が 子会社設立又は既存支店を子会社化する為の申請書は RBI 宛に提出するものとする。
- (iii) 現在、金融会社に関しては株主投票権上限10%規定があるので、潜在投資家はこのことを承知すること。上限変更は政策結論と国会の承認後にのみ、あり得る。

## 5.18 **Banking-Public Sector** (銀行業、公営分野)

5.18.1 国有化された銀行への FDI と間接投資は、Banking Companies (Acquisition & Transfer of Undertakings) Acts 1970/80 の section 3(2D)により、政府ルートで全体上限20%規定の対象である。この上限は State Bank of India とその系列銀行にも適用される。

## 5.19 **Broadcasting** (放送業)

5.19.1 **Terrestrial Broadcasting FM (FM Radio):** FDI, NRI, PIO 投資、証券投資 (間接投資) を含む外国投資は、事前政府承認条件で20%まで認められる。但し、FM Radio Stations 設置許可を管轄する情報・放送省が規定する諸条件に沿うこと。

5.19.2 **Cable Network:** FDI, NRI, PIO 投資、証券投資、を含む外国投資は、政府ルートで49%迄認められる。但し、Cable Television Network Rules, 1994 及び情報・放送省が定める諸規定に沿うこと。

5.19.3 **Direct-to-Home:** FDI, NRI, PIO 投資、証券投資、を含む外国投資は、政府ルートで、49%まで認められる。49%までの中で FDI は20%を越えてはならない。情報・放送省が定めるガイドラインと諸条件にも適うものとする。

## 5.19.4 **Headend-In-The Sky(HITS) Broadcasting Service**

- (i) HITS 放送業は、中央設備 (Hub/Telport) からリンク式多重チャンネルで、有料の C-バンド又は Ku バンドでテレビ放送を流し、チャンネル信号化して再度衛星にアップリンクする。信号化した有料チャンネル・ケーブルは単一の衛星アンテナにダウン・リンクされ、ケーブル/光ファイバー・ネットワークに応じた地上配送システムを用いて、放映購入者に送る。
- (ii) HITS に対する直接及び間接投資合計、或いは直接投資、は74%を超えてはならない。直接投資49%までは自動承認であり、それを越える場合は政府ルート。
- (iii) 外国投資は情報・放送省が定めるガイドライン/諸条件に適うものであること。

#### 5.19.5 アップ・リンク、Hubなどの設置

- (i) TVチャンネルのアップ・リンクに対する外国投資政策は下記通り；
  - a) アップ・リンク Hub/Teleports 設置への外国投資(FDI と FII)は 49%までは政府ルートで認められる。
  - b) FDI 100%が、Non-News & Current Affairs TV チャンネルのアップリンクに対し、政府ルートで認められる。
  - c) News & Current Affairs TV Channel のアップリンクに対しては、外国投資 (FDI & FII) は 26%までが政府ルートで認められる。但し、SEBI(Substantial Acquisition of Shares and Takeover)Regulation 1997 で規定している如く FII/NRI からの証券投資が FDI 投資家と “persons acting in concert” の関係でないこと。
- (ii) 上記は更に、次の条件に合うこと；uplink channel を認められた会社は、各会計年度末に Company Secretary(\*)を通じて、規定遵守書を提出のこと。
- (iii) Uplink TV Channel への FDI は情報・放送省の UP-linking Polcy 遵守を要する。

##### (\*) Company Secretary

資本金 Rs50 lacs 超の会社は常勤 Company Secretary を置かなければならない。役割は取締役会開催の準備など会社を代表する事務方で特定の資格保有を要する。

5.20. **Business Services** — 100%FDIがData処理、software開発、コンピューターコンサルタント・サービス、即ち、Software supply services,ビジネスとマネージメントに関するコンサルタントサービス、マーケットリサーチサービス、技術テストと分析サービス、では自動承認で認められる。

#### 5.21 **Commodity Exchanges** — 商品取引市場

5.21.1 商品先物市場は、株式取引のように、Forward Contracts (Regulation) Act,1952 で規制されている商品先物取引の便宜会社である。国際的に受入れられている近代化した仕組みを導入する観点から、商品取引所への外国投資を認める決定が為された。

5.21.2 本項の目的の為に；

- (i) “Commodity Exchange” とは、Forward Contracts (Regulation) Act,1952 の諸規定の下に在る公知された機関であり、先物商品取引契約で商品取引を行う場になっている機関である。
- (ii) “Recognized association” (公知の機関)とは、Forward Contracts (Regulation) Act,

1952 の Section 6 に基いて中央政府に依って認可された機関である。

(iii) “Association” とは、品物と商品の先物売買ビジネスを管理する目的で設立された個々の組織体である（法人化、非法人関係なし）。

(iv) “Forward contract” とは、引渡し状態に無い商品の引渡しに関する契約である。

(v) “Commodity derivative” とは、

\* 引渡し状態に無い商品の引渡しに関する契約。

\* 中央政府が先物取引委員会と討議の上 告知している、商品、活動、サービス、権利、金利、及び成行きに関する価格、又は価格指標に由来する価値の違い、についての契約であり、証券は含まない。

### 5.21.3 証券取引所に対する外国投資政策

(i) 政府ルートで外国投資は総合上限 49%。

(a) FEMA Regulations の regulation 5 (1) , Schedule 1 を組み入れた FDI Scheme の下、FDI は 26%まで。

(b) FEMA Regulation の regulation 5(2), Scheme 2 を組み入れた Portfolio Investment Scheme の下、登録済み FII は 23%まで。

(ii) FII に依る購入は secondary market のみに限定する。

(iii) 協働歩調者を含む、個々の外国投資家/ 実体は、取引所株の 5%を超えてはならない。

## 5.22 Construction and maintenance

5.22.1 建設及び営繕業に対する 100%FDI が政府ルートで次のものに認められる。道路、鉄道床、橋梁、トンネル、パイプライン、ロープウェイ、滑走路、水路及び貯水池、水力発電プロジェクト、発電プラント、工業プラント。

5.22.2 BOT ベースの道路及び高速道路（通行料徴収所付き可）建設と営繕は、100%FDI を自動承認で認める。

BOT : Build, Operate and Transfer (建設、一定期間運営、譲渡)

5.22.3 次のものに関する建設と営繕は自動承認で 100%FDI を認める。地方の飲料水供給プロジェクト、総合水処理プラント、雨及び雨水利用設備、廃水リサイクルと再利用技術の設備、雨水保存と地表水再利用技術。

5.22.4 Ports and Harbours (商港と港) ; 100%FDI が下記に自動承認で認められる。

(i) ports の既存資産のリース

(ii) ports の資産を建設/ 創設と営繕、例えばコンテナターミナル、バラ荷揚用

バラ荷/多目的用と特殊荷用バース、倉庫業、コンテナ取扱所、貯蔵設備とタンク、クレーン/荷捌き設備、付帯発電設備設置、乾ドックと船舶修理設備。

(iii) port の荷捌き設備及び小型舟艇のリース。

(iv) port 付帯産業用の設備。

5.22.5 100% FDI が自動承認で、不動産業者の商業開発と結び付いた大都市での Mass Rapid Transport Systems (大量高速輸送システム) に対して認められる。パラ 5.23.1

5.23.2 及び 5.23.3 の条件は適用しない。

### 5.23 Development of Townships, Housing, Built-up infrastructure and Construction-development projects (都市計画、住宅建設、インフラ整備、と建設開発計画)

5.23.1 都市計画、住宅建設、インフラ整備、(住宅、商業施設、ホテル、病院、教育設備、娯楽設備、都市と地域のインフラを含む) 建設開発計画、に対しては 100% FDI が自動承認で認められる、但し下記ガイドラインに適用すること。

各プロジェクトの開発予定面積は最小限；

(i) 住居建設の場合、土地面積は 10 hectares。

(ii) 建設開発計画の場合、built-up area(床面積) 50,000sq.mts。

(iii) コンビネーション開発の場合、上記のどちらかに適用すること。

5.23.2 外国投資はさらに下記条件に適用すること；

(i) 100%子会社の資本金は US\$1,000 万以上のこと、インド人パートナーとの合弁の場合 US\$500 万以上とし、当該会社の営業開始日から 6 ヶ月以内にその資金を国内に持ち込むこと。

(ii) 最低限投資資本金達成から 3 年間は等資金の海外回収は不可。然しながら、FIPB 経由政府の事前許可取得すれば、早期回収が認められる。

5.23.3 本プロジェクトに係わる規定許可取得の日から 5 年以内にプロジェクトの 50%以上を遂行のこと。投資家(会社)/被投資会社は未開発区画を販売してはならない。

未開発区画(undeveloped plots)とは、規則で規定された、道路、給水、街灯、排水、下水、その他の便宜施設が未完成の区画を言う。投資家は斯かるインフラを整え、管轄地府機関の完成証明書取得後、住宅区画を放出が認められる。

5.23.4 プロジェクトは、土地利用規定、コミュニティの環境・景観保持と共用設備の規定を含む、州政府/市/地域機関が定める建物管理規則、準則(bylaw)、ルール及び諸規則の基準規格に適用することを要する。

5.23.5 投資会社/被投資会社は、建物/layout、開発地域内部、外周部、他インフラ設備、の図面承認取得、開発・外部開発・その他諸掛の支払、及び、州政府/市/地方機関のルール/準則/規則で定められたその他規定に適合すること、について責任を負う。

5.23.6 建物及び開発計画に関与する州政府/市/地方機関は事業者の法令遵守状態をモニターする。

5.23.7 パラ 5.23.1, 5.23.2, 及び 5.23.3 はホテルと観光業、病院、SEZs(経済特区)には適用しない。

5.23.8 NRI の投資に対してはパラ 5.23.1, 5.23.2 及び 5.23.3 は適用しない。

5.23.9 SEZ に対する 100% FDI が自動承認で認められ、パラ 5.23.1, 5.23.2 及び 5.23.3 は適用されない。但し、SEZ Act 2005 の諸規定と商業賞の SEZ 政策に適合すること。

5.23.10 不動産業にたいする FDI は認められない。

5.24 **Courier services for carrying packages, parcels and other items which do not come within the ambit of the Indian Post Office Act. 1898**

(インド郵便法に抵触しないクーリエ・サービス)

5.24.1 100% FDI が政府ルートで認められる。

5.24.2 郵便法 1898 に抵触しないこと、手紙配送関連業務を除くこと。

5.25 **Credit Information Companies(CIC)** (クレジット通知会社)

5.25.1 Credit information company への外国投資は Credit Information Companies (Regulation) Act 2005 に適合すること。

5.25.2 RBI の許可手続条件に、外国投資 (FDI/FII) は政府ルートで 49%迄認められる。

5.25.3 外国投資全体枠 49%までの中で、証券投資スキームの下 登録済 FII は 24%まで株式市場上場の CIC 株取得が認められる。

5.25.4 斯かる FII は下記条件に適合すること；

- (a) 単独実体の投資は直接間接を問わず 10%を超えないこと。
- (b) 1%超の取得は RBI 宛報告を要する。
- (c) CICs に対する FII は、保有比の則って取締役会への代表権を求めてはならない。

5.26 **Health and Medical Services** : 100% FDIが自動承認で認められる。

5.27 **Hotels and Tourism related Industry**

5.27.1 100% FDI が自動承認で認められる。

5.27.2 Hotel という語は、レストラン、海浜リゾート、及び旅客への宿泊、持ち帰り食事と食事施設などツーリズム施設をも含む。ツーリズム関連産業は下記を含む；

- (i) 旅行代理店、ツアー組成機関、旅客輸送機関
- (ii) 旅客へ文化的、冒険的、自然生活経験を提供する施設
- (iii) 旅客の地上、空中、水上輸送機関
- (iv) 大会/セミナー開催場と開催組織

5.28 **Industrial Parks - both setting up and already established Industrial Parks**  
(工業団地—創設と既存団地)

5.28.1 工業団地に関しては、100% FDI が自動承認で認められる。

5.28.2 100% FDI が、上述パラ 5.23 規定の如く最小資本金、最小土地面積、投資資金拘束期間の条件に適合建設開発プロジェクトに対して、自動承認で認められる。

5.28.3 本章の目的の為に；

- (i) “Industrial Park” は、工業活動目的で開発地の区画として、設備建設地として、或いは共用設備との結合で、整えられたインフラを全割当区画に提供する。
- (ii) “Infrastructure” は、工業団地内の工場などが活動するための所要施設を言い、道路（アクセス道路を含む）、給水と下水、共用排水処理設備、電話網、発電配電、空調を含む。
- (iii) “Common facilities” は、工業団地内の全工場に共用される施設で、電気、道路（アクセス道路を含む）、給水と下水、電話サービス、空調、共用びる、食堂、大会/協議ホール、駐車場、入出所、保安サービス、救急センター、救急車と他安全サービス、訓練所、団地内工場が共用する施設、を言う。

- (iv) 団地の“Allocable area”とは、
  - (a) 開発地域の区画の場合、共用設備場所を除き、正味地域が工場割当用地になる。
  - (b) 設備建設済場所の場合、床部分と建設された空間は共用施設に供される。
  - (c) 開発済み土地と設備建設済場所との結び付の場合、共用設備に供される土地と設備建設済場所を除き、正味土地と設備建設済場所の空間は進出工場用である。
- (v) “Industrial Activity”とは、製造業、電気、ガスと給水、郵便と電話通信、ソフトウェア、コンサルタント提供、データ処理、エレクトロニックのデータベース活動と配付、他コンピューター関連業務、自然科学と工業技術の開発、ビジネス・管理のコンサルタント、エンジニアリングと他技術活動、を言う。

5.28.4 100% FDI が工業団地新規創立と既存団地に対し自動承認で認められ、当該工業団地が下記条件に則する場合、パラ 5.23 で述べられている開発行為への条件は適用されない。

- (i) 団地敷地内に 10 区画以上あり、総分譲面積の 50%以上を占める 分譲区画が無いこと。
- (ii) 工業活動への分譲面積が総分譲面積の 60%以上であること。

## 5.29 Insurance (保険)

5.29.1 保険分野では 26%までの FDI が、Insurance Act, 1999 記述の如く、自動承認で認められる。

5.29.2 FDI 受入保険会社が Insurance Regulatory & Development Authority から保険活動する必要許可を取得することが条件である。

## 5.30 Infrastructure Company in the Securities Market : 証券市場での便益会社

5.30.1 証券市場での便益会社、即ち、株式取引所、受託清算所、への外国投資は SEBI Regulation に沿うこと、又下記条件に適うことを条件に認められる；

- (i) 外国投資総枠上限は払込資本金の 49%であり、個別には FDI は 26%まで、FII は 23%まで。
- (ii) FDI は政府ルート。
- (iii) FII は流通市場での株式投資に限る。

## 5.31 Non-Banking Finance Companies (NBFC)



5.31.1 下記業種の NBFC への外国投資 100%が自動承認で認められる；

- (i) Merchant Banking
- (ii) Under Writing
- (iii) Portfolio Management Services
- (iv) Investment Advisory Services
- (v) Financial Consultancy
- (vi) Stock Broking
- (vii) Asset Management
- (viii) Venture Capital
- (ix) Custodian Services
- (x) Factoring
- (xi) Credit Rating Agencies
- (xii) Leasing & Finance
- (xiii) Housing Finance
- (xiv) Forex Broking
- (xv) Credit Card Business
- (xvi) Money Changing Business
- (xvii) Micro Credit
- (xviii) Rural Credit

5.31.2 外国投資は、下記最小資本金規定に沿うこと；

- (i) 51%までの外国投資では 50 万米ドルが事前持込のこと。
- (ii) 51-75%の外国投資では、500 万米ドル事前持ち込みのこと。
- (iii) 75%以上の外国投資では、5000 万米ドルとし、内、750 万米ドルは事前持込残額は 24 ヶ月以内持込。
- (iv) 最小資本金 5000 万米ドルの 100%外国所有 NBFC は、特定活動用の子会社設立・廃止できる。この場合子会社数に制限なし、又追加資本を持ち込むことも不要。
- (v) 75% 又は 75%以下の外国投資の NBFC Joint Venture も子会社を設立して他の NBFC 活動を引受けることが出来る。但し、子会社が上記(i), (ii), (iii)の資本金規定に適い、且つ下記(vi)にも適うこと；

(vi) Non-Fund based activities : non-fund based NBFC の認可を得た 50 万米ドルは、外国投資持分比率に関係なし。但し、下記条件に適うこと；  
斯かる NBFC は他の活動をする為に子会社設立は認められない、又、会社所有/運営をしている他 NBFC に資本参加も認められない。

**Note:** 下記活動が Non-Fund Based Activities とされる：

- (a) Investment Advisory Services

- (b) Financial Consultancy
- (c) Forex Broking
- (d) Money Changing Business
- (e) Credit Rating Agencies
- (vii) RBI のガイドラインに適合すること。

5.31.3 Credit Card Business は、カード発行、販売、credit cards, charge cards, debit cards, stored value cards, smart card, value added cards,などの各種支払用具のマーケティングとデザイン、を含む。

5.31.4 Venture Capital Fund (VCF) : Foreign Venture Capital Investor (FVCI)は、インドの Venture Capital 受託会社に 100%参加できるし、資金管理の為に国内に資産管理会社を設立も出来る。斯かる投資は全て告知 No.FEMA20 の Schedule 6 の規定の下、自動承認である。SEBI 登録済 FVCI は、SEBI (Venture Capital Fund) Regulations 1996 の下、国内の Venture Capital に投資できる。斯かる投資も RBI regulations と FDI 政策に適合することを要するが、venture capital fund 活動を受託した実体が Indian Trust Act,1882 の下 登録済トラストである場合は、外国投資は政府ルートで認められる。FVCIs が、FDI 規則に沿って、他の会社に投資することも認められる。

5.31.5 NBFC は RBI のガイドラインに沿うことを要する。

## 5.32 Petroleum & Natural Gas Sector (石油と天然ガス分野)

5.32.1 石油とガス田探索、石油製品マーケティング関連インフラ、石油製品の取引とマーケティング、石油輸送パイプライン、天然ガス/LNG パイプライン、市場調査、民間石油精製への FDI は 100%自動承認である。但し、既存分野別政策と石油市場関連規制枠組、及び石油探索への民間参加と公営石油会社の既発見田に関する政府政策、に適合すること。

5.32.2 公営企業 (Public Sector Undertakings) の石油精製に対する FDI は政府ルートで 49%まで認められる。この外国投資が既存公営企業の株式放出或いは株式国内持分希薄化を齎すものであってはならない。

## 5.33 Print Media

5.33.1 新聞及びニュースと時事記事の定期刊行物 : FDI 及び NRIs/PIOs/FII を含む外国

投資は 26%まで政府ルートで認めれる。

#### 533.2 ニュースと時事記事の外国雑誌のインド版出版：

- (i) FDI 及び NRIs/PIOs/FII を含む外国投資は 26%まで政府ルートで認められる。
- (ii) “Magazine”とは、公的なニュース或いはニュースに対するコメントを記載する、毎日ではない、定期的な刊行物と定義される。
- (iii) 外国投資は、ニュースと時事記事を扱う外国雑誌のインド版の発行に関する、2008年 4 月 12 日付け情報・放送省のガイドラインに適用することを要する。

#### 5.33.3 科学と技術雑誌/専門雑誌/定期刊行誌の出版/印刷：100%FDI が政府ルートで認められる。

- (i) 投資は、情報・放送省が出しているガイドラインと法的枠組みに適用することを要する。

#### 5.33.4 外国新聞の facsimile 版の出版

- (i) 外国新聞の facsimile 版の出版に FDI は 100%まで政府ルートで認められる。但し、FDI が、facsimile 版のインド持込計画した、元の外国新聞の所有者に依るものであること。
- (ii) 外国新聞の facsimile 版の出版は、会社法 1956 の諸規定の下にインドで法人化された、または登録された実体により為されること。
- (iii) 出版は、情報・放送省が 2006 年 3 月 31 日付けで出した、そして、必要に応じて修正する、新聞及びニュースと時事記事定期刊行物と外国新聞の facsimile 版出版に関するガイドラインに沿うこと。

#### 5.34 Research and Development Services excluding basic Research and setting up R%D/academic institutions which would award degrees/diplomas/certificates :

(R&D サービス業、但し次のものを除く。基礎研究及び諸学位授与などの R&D と学術研究所)

100% FDI が自動承認で認められる。

#### 5.35 Security Agencies in Private sector (民間保安業)

“Private Security Agencies (Regulation) Act 2005” が民間保安業を規制している。上述法の Section 6(2)の下 会社、合名会社、団体、がインドで登録されていない場合、或いはそれらがインド市民ではない発起人、majority shareholder, パートナー又は取締役を有する場合、許可は下付されない。当該法の関係規定：

- \* 本法の下 外国会社はライセンスを考慮されない
- \* インドで登録された合名会社のみがライセンスの適格者

- \* 本法の下 ライセンス適格者であるためには、合名会社は外国人取締役/パートナーを有してはならない。
- \* majority shareholder が外国人であってはならない、即ち、外国株主は最大 49%政府ルートに制限される。

### 5.36 Satellites – Establishment and operation : 衛星 – 打上と運営

5.36.1 74%までの FDI が政府ルートで認められる。

5.26.2 Space/ISRO の分野ガイドラインに適用すること。

### 5.37 Storage and Warehouse Services : 貯蔵及び倉庫業

100% FDI が、農産物の冷蔵(cold storage)を含む貯蔵と倉庫業に対して認められる。

### 5.38 Telecommunication 電話通信業

5.38.1 Telecom services : この分野での FDI 上限は 74%であり、下記条件に適用すること ;

- (i) これは、固定電話、携帯、合同アクセス、国内/国際長距離、V-Sat、Public Mobile Radio Trunked Services(PMRTS)、Global Mobile Personal Communications Services (GMPCS)及び価値付加諸サービス、に適用される。
- (ii) 本業種会社への直接・間接外国投資は FDI 上限内であること。外国投資は次の投資を含む FII, NRI, Foreign Convertible Bonds(FCCBs), American Depository Receipt(ADRs)と外国実体に保有されている転換優先株。如何なる場合でもインド人株保有が 26%を割らないこと。
- (iii) 49%までの FDI は自動承認で、これを超えるものは政府ルート。本業種許可を保有する会社/インド人発起人/投資会社への FDI は、若しそれが外国投資総枠 74%の方向の場合、FIPB の許可取得を要する。投資申込を承認検討に際し、FIPB は投資国及び非友好的実体に関して留意する。
- (iv) FIPB の投資承認は、会社が守るべきライセンス・アグリーメント条件を付帯する。
- (v) FDI はインドの諸法令に適用すべきもので、外国の諸法令は関係なし。

### 5.38.2 保安条件

- (i) ネットワーク・オペレーション担当の責任者と保安部門責任者は居住インド市民であること。
- (ii) 設備構造/ネットワークの一覧図(ネットワークの技術詳細)は必要に応じテレコム機器供給者/メーカーと許可保有会社の関連/親会社に提供されるものとする。若し、

斯かる情報をそれ以外に提供する場合は、許可者(Dept. of Telecommunication)の承諾を要する。

- (iii) 保安上の理由で、許可者に依って特定されている斯かる実体の国内通信はインド国外に繋がれてはならない。
- (iv) 許可取得会社は、予約者がネットワークを通じて流した情報の保安を確実なものにする適切且つ時宜を得た手段を講ずること。
- (v) メッセージの法的遮断を担当する許可保有会社の責任者は居住インド市民であること。
- (vi) 取締役会の過半数がインド市民であること。
- (vii) Chairman, Managing Director, Chief Executive Officer(CEO)及び Chief Financial Officer(CFO)の者が外国籍の場合、Ministr of Home Affair (MHA,内務省)のセキュリティー検査を受けるものとする。セキュリティー検査は毎年定期的に行われるものとする。セキュリティー検査で不都合なことが発見された場合は、許可保有会社は内務省の指導に従うものとする。
- (viii) 会社は、下記のことを国外に漏らしてはならない：
  - (a) 予約者関連の勘定情報（除く、国際的勘定付回）  
（備考：経済内容の法的に必要な公開を制約するものではない）
  - (b) 利用者情報（除く、インドのオペレーター・ネットワークを利用する外国人予約者関連）
- (ix) 会社は、予約者を追跡可能な記録を準備要。然しながら、外国会社の roaming(移り亘る)予約者にサービスを提供する際には外国会社から roaming subscriber の追跡可能な記録入手に努めること。
- (x) 当局(許可下付者)又は当局の公式代理人の要請があった場合、テレコム・サービス提供者は、予約者の地理的場所(BTS location)を即座に提供し得るものとする。
- (xi) ネットワークへの Remote Access (RA-遠隔接続)は、許可された海外の場所と許可された国内の場所のみを繋ぐものであるべし。場所の認可は許可者 (DOT-Dept of Telecommunication) が Security Agencies (IB)と協議の上決定する。
- (xii) 遠隔接続は、法的な遮断システム(Lawful Interception System, LIS)、法的遮断モニターリング(Lawful Interception Monitoring, LIM)、交信内容、及び斯かる慎重を要する分野/データ、にアクセス出来るものであってはならない。許可者はこれに留意するものとする。
- (xiii) 許可保有会社は、通信内容モニターリングに遠隔接続装置を利用してはならない。
- (xiv) 保安機関/許可者の為に、遠隔接続情報がモニターできる適切な装置がインド側で手配されることを要する。
- (xv) インドで運用されるネットワークに関する遠隔接続の完全な追跡が 6 ヶ月間維持されること、当局又は当局代理機関の要請に供されること、を要する。

- (xvi) テレコム・プロバイダーは、本拠で法的遮断とモニタリングを可能にする設備を備えるべしと言う諸規定を確実なものにすべし。
- (xvii) テレコム・プロバイダーは Vigilance Technical Monitoring(VTM)/保安機関の担当官をして自己のシステムに馴れさせること。
- (xviii) 当局は国家保安の観点から許可保有会社の慎重を要する地域での操業を制約することあり得べし。
- (xix) 音声とデータのプライバシー保持の為、モニターリングは中央政府内務省又は州/直轄地の内務省の公認を要する。
- (xx) モニターリングの為、許可保有会社はネットワークと他設備へのアクセス、及び費用台帳を保安機関に提供のこと。
- (xxi) 上述保安条件は、本章規定のテレコムサービスをするすべての許可保有会社に適用されるものとし、FDI の水準には関係なし。
- (xxii) Call Centre, Business Process Outsourcing(BPO), tele-marketing, tele education, などを営み、且つ DoT に OSP として登録済の Other Service Providers (OSPs) は許可保有テレコム・サービス・プロバイダーに依って提供されるテレコム装置を用いて操業するものであり、OSP に対しては 100% FDI が認められる。保安条件が許可保有全社に適用されるように、上述条件は OSP にも適用される。

5.38.3 上述パラ 5.38.2 の条件は、FDI 上限 49%と共に、テレコム・サービス会社にも適用される。

5.38.4 すべてのテレコム・サービス・プロバイダーは毎年 7 月 1 日及び 1 月 1 日に許可当局に対し、上述諸条件に関する遵守報告書提出のこと。

#### 5.38.5

- (i) 下記活動について FDI 74%までが認められる ;
  - (a) ISP with gateways
  - (b) ISP's noto providing gateways i.e.without gateways (both satellite and marine cable)  
**Note** : 2007 年 8 月 24 日付け DoT ガイドラインは FDI 74%までに対し ISP 許可を下付する。
  - (c) Radio paging
  - (d) End-to-End bandwidth
- (ii) FDI 49%までは自動承認、それを超えるものは政府ルート。
- (iii) DoT が告知してある許可及び保安要領に適うこと。

#### 5.38.6

- (i) 下記活動に対しては FDI 100%までが認められる ;
  - (a) dark fibre, right of way, duct space, tower (IP category I)を供給する設備供給者。
  - (b) Electronic Mail
  - (c) Voice Mail
- (ii) 49%までの投資は自動承認、これを超えるものは政府ルート。
- (iii) 当該会社が上場されている場合、会社は株式の 26%を 5 年以内にインド市場に放出するものとする。
- (iv) DoT が告知している許可及び保安要領に適合すること。

#### 5.39 Trading

5.39.1 100% FDI が trading company の下記活動に対し自動承認で認められる ;

##### 5.39.1.1 Cash & Carry trading Wholesale Trading/Wholesale Trading

(現物即金決済卸売/卸売)

##### 5.39.1.1 (i) Definition (定義)

Cash & Carry trading Wholesale Trading/Wholesale Trading とは、小売業者、工業者、商業者、組織、他ビジネス需要家、他卸売業者、及び下請けサービス業者に品物・商品の販売を言う。Wholesale trading (卸売) は取引、ビジネス、職業の目的での販売であり、個人消費目的の販売と対照する。Wholesale であるか否かの基準は、販売する相手のタイプに因るものであり、商いの規模は問わない。Wholesale は再販、加工後の販売、港湾渡しのバルク輸入、保税倉庫渡販売、B2B e-Commerce を含む。

##### 5.39.1.1 (ii) Guidelines for Cash & Carry Wholesale Trading/Wholesale Trading(WT)

- (a) 州政府/政府機関/政府当局/州政府傘下自治体の関連諸法令/規則/ルール/命令で規定されたライセンス/登録/許可が必要。
- (b) 政府への販売を除く。卸売業者の販売はビジネス相手の依る規制から免ぜられる、但し、WT が下記実体であること ;
  - (I) 実体が sales tax/VAT registration/ service tax/ excise duty registration をしていること。又は
  - (II) 実体が trade license 保持している、即ち、政府当局/政府機関/地方政府に依って出されている Shop & Establishment Act の下、当該実体/人物が商活動に従事していると言うライセンス/登録証明書/membership certificate を所持してい

- ることを示す、ライセンス/登録証明書/membership の保持。又は、
- (Ⅲ) 政府当局/地方自治体機関からの小売業許可/ライセンス (tehbazari、行商ライセンスなど) を保持する実体。又は、
  - (Ⅳ) 公認消費組合として組織化又は登録の証明書を有する機関。

**Note :** WT を行う実体は、4条件のどれかを満たすこと。

- (c) 販売記録—例えば実体名、実体の種類、登録/ライセンス/許可などの番号、売上高など、は日々残されること。
- (d) 同じグループの会社にたいする商品の WT は認められるが、グループ会社への売上高は WT 総売上高の 25%を超えないこと、又グループ会社の自社利用であること。
- (e) WT は、関連規則の範囲内で、credit 提供を含む通常商習慣で行える。
- (f) Wholesale/Cash & Carry trader は需要家への直販小売店を認められない。

#### 5.39.1.2 Trading for exports

#### 5.39.1.3 E-Commerce activities

E-commerce activities は会社による売買が e-commerce 機構で為されるものを言う。斯かる会社は Business to Business (B2B) e-commerce だけで参加しており、小売には参加しないが、国内 trading への FDI に課されている既存制約は e-commerce に対しても課される。

5.39.2 100% FDI が下記活動の trading company に対し、政府ルートで認められる；

- (i) Small Scale sector からの品目の trading
- (ii) 会社が生産許可取得済み品目の test marketing。但し、test marketing 期間は2年間とし、このテスト期間中に生産設備設置の投資開始を要する。

5.39.3 Single Brand product trading : "Single Brand" products の小売販売では、政府ルートで 51%までの FDI が認められる。これは、就中、生産とマーケティングへの投資誘致、この種商品の供給増、インドからの商品調達増、及び国際的デザイン、技術、管理方法に接することでインド企業の競争力強化、を狙ったものである。

- (i) "Single Brand" 製品の売業への、51%までの FDI は下記条件とする：
  - (a) 販売される製品は"Single Brand" only とする。
  - (b) 製品は国際的な Brand、即ち、インド国外の国又は国々でのブランド名と同じブランドで販売されること。
  - (c) "Single Brand" 製品小売は生産段階でブランドされたものに限ること。
- (ii) "Single Brand"製品の売業への FDI 申請書は産業振興局の Secretariat for



Industrial Assistance (SIA) 宛とすること。”Single Brand”で販売計画の製品と製品カテゴリーを具体的に申請書に記述のこと。追加製品/製品カテゴリーを”Single Brand”で販売する場合には政府の新規許可を要する。

(iii) 申請書は FIPB で許可検討をされる前に、販売予定商品がガイドラインを満足するか否かを産業振興局で処理検討される。

5.40 **Transport and Transport Support Services** : 下記に対する 100% FDI が自動承認で認められる ;

5.40.1 Pipeline 輸送、海洋及び水運、内陸運河輸送

5.40.2 Transport Support Services ;

(i) Highway bridges, 有料道路、車両用トンネルなど陸送に対する支援サービス。

(ii) 波止場の運営と営繕、本船荷物積卸など、水運の支援サービス。

(iii) 陸送、水運、空送に付随する荷物取扱いなど輸送付随サービス。

(iv) 乗客輸送と貨物輸送、冷蔵/冷凍輸送の操作員（運転手）なしの自動車輛のレンタルとリース。

(v) 他輸送機器の操作員なしで、輸送機器のレンタル。

5.41 上記に記述が無い分野/活動は、FDI が 100%まで自動承認で認められる。但し、適用される諸法令/分野ルール/規則に合うこと。